

別表(第四十六条の二)

第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	用途地域	(い)	(ろ)	対象区域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の二十である区域	
						容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域	
						平均地盤面からの高さ	四メートル	四メートル	四メートル	四メートル
						法別表第四号(に)欄の	(一)	(二)	(三)	(三)

備考	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	近隣商業地域又は準工業地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	
			容積率が十分の二十である区域(第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。)	容積率が十分の三十又は十分の四十である区域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの
			四メートル	四メートル	四メートル	四メートル	四メートル	四メートル
			(一)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
			(一)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)

備考

一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さ)をいう。以下同じ。)が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。